令和８年度　第１回千葉県いじめ対策調査会　会議録

令和８年７月１４日（火）
午後３時から午後４時30分まで
県教育会館別館３階会議室

出席委員　嶋﨑　政男　　伊藤　裕志　　浅尾　智康　　木村　得道　　大久保　佳織
　　石川　真紀　　遊間　千秋

事務局　　教育長　杉野　可愛　　児童生徒安全課長　齋藤　俊介
　　生徒指導・いじめ対策室長　梅津　清治　　関係課・関係機関担当者他

１　開会

２　教育長挨拶

３　説明、審議等
（１）千葉県のいじめの状況について
　　※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議
（２）県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について
　　※事務局からの説明、その後、質問、審議

【委員長】
これより、説明、審議に入る。
まず、「千葉県のいじめの状況について」について、事務局から説明をお願いする。

【生徒指導・いじめ対策室長】
※資料１に基づく説明

【委員長】
ただいま、事務局からの「千葉県のいじめの状況について」の説明に対して、事前に各委員より質問があったことに対して、事務局より回答をお願いする。

【事務局】
質問①千葉県のいじめの認知件数は全国の傾向と同様に、小学校が一番多くなっているが、中学校以降のいじめの方が、被害が深刻になりやすいとも思う。中学校での取

組など、何か工夫されていることがあるか。特に、発見のきっかけとなることの多いいじめアンケートにおいて効果的な形式はあるか。

回答❶いじめ重大事態を防ぐために、まず、すべての校種において積極的に、児童生徒の声を聞き、積極的にいじめ認知を進めることが重要であると認識している。県教育委員会では、いじめの早期発見のために定期的なアンケートの実施について、県立学校及び市町村教育委員会に対して、指導している。また、千葉県では「教職員向けいじめ防止指導資料集」を活用したアンケートの実施を促しており、いじめアンケートの実施時期や、具体的なアンケートの質問例、さらには、アンケート調査後の教育相談週間などによる、学校対応などを記しており、各学校が参考にしやすい内容となっている。

「学校において認知したいじめの件数」を１０００人当たりで計算した数値が毎年公表されているが、令和６年度は千葉県平均は、９０．８件（全国平均６１．３件）という結果で、全国でトップ５となる数値だった。文部科学省はいじめの認知件数が多い学校について「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的評価しているが、校種別にみると、小学校で約１４７件、中学校で５４件、高等学校で１０件、特別支援学校で２０件と、校種によって差がみられる。今後も、中学校や高等学校においても、積極的にアンケート等で生徒の声を聞き、いじめを認知するように指導していく。

質問②被害を受けた児童生徒へのケアはもちろん大切だが、加害者とされた児童生徒に対してどのような対応をしているのか。

回答❷県教育委員会では、いじめの被害を受けた児童生徒のケアはもちろんのこと、加害者とされた児童生徒への指導も重要であると認識しており、その対応例として、千葉県版「教職員向けいじめ防止指導資料集」にまとめ、周知している。

具体的には、加害側児童生徒に対する聴き取り等の際には、加害児童生徒の心理的背景の理解に十分に留意すること、その上で、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」の理解や、自らの行為の責任について自覚させることなどを、指導するようにしている。また、指導後の加害児童生徒を孤立させることなく、学習やその他の活動を通じて、所属感や成就感をもたせるとともに、教職員や学級集団との好ましい人間関係づくりを進められるよう配慮している。継続的に加害児童生徒の観察を複数の教職員で行ったり、定期的にアンケートや面談などを実施したり、保護者とも連携して指導の進め方を確認したりすることで、加害側児童生徒が自らの行動を振り返り、いじめを繰り返さないという強い思いの醸成を目指して指導している。

【委員長】
委員の皆様から、さらなる質問や意見等があればお願いしたい。

【委員】（意見）
加害者の支援について、背景を見抜いてそれを扱う方法というのも学ぶ機会があった方が良いと思っている。加害となった児童生徒は、悪意があるわけではないけれども、表現がうまくいっていないということがとても多い。感情をきちんと認識して感情リテラシーを身につけることと、それを傷つけずに伝えるということを、本当は小学生からできたら良いと思っている。ぜひ対策をどこかに入れていただきたい。

【委員】（意見）
４ページの「いじめの相談の状況」について。先ほど大人の存在が大きいという話があったが、グラフでは学級担任が大きな存在になっていることがわかる。一方で気になったのは、スクールカウンセラー等を千葉県においても積極的に設置をしているという状況がある中で、スクールカウンセラーを通しての相談が少ない。スクールカウンセラーが常駐ではないことが理由なのか、守秘義務のようなものが生じているのか、または子ども達がスクールカウンセラーをそういった存在だという認識をしていないのか等、県教育委員会の方で把握していることがあれば伺いたい。
もう１点は５ページの「パソコンや携帯電話等での誹謗中傷」というのが非常に増えていることに対し、大きな課題として認識しているとあったが、なかなか学校では認識しづらい内容だと思う。学校教育法には「保護者が子育ての第一義的なことを要する」と定められているが、保護者への啓発といったものに対して工夫していることがあれば、伺いたい。

【事務局】
１点目のスクールカウンセラー等の数字につきましては、ご指摘いただいたとおり、各学校への配置を進めているところであるが、調査結果の中では、まだ活用している数字が低い状況がある。改めて各学校には、スクールカウンセラーという専門的な立場の方へ相談する機会を大切にするよう伝え、引き続き注視していきたい。
２点目の保護者の方への理解についてはご指摘いただいたとおり、いじめ事案の中でも近年、ＳＮＳ等を活用した事案が増えており、当該児童生徒への指導だけでは難しいところがある。保護者に協力を得ながらというのは大きな課題だと思っている。現在、自殺予防の資料等は、生徒及び教職員だけではなく、保護者にも視聴していただくような工夫をしている。ＳＮＳ等の問題においても保護者へ向けての啓発等、今後、新たな策を進められるように努めていきたいと考えている。

【委員】（意見）

県教育委員会で積極的に取り組まれるということで理解した。もう 1 つ関連するかもしれないが、学級担任の役割は大きいという点において、スクールカウンセラー等の担任以外に関わる存在も、かなり大きいと思う。その中でスクールカウンセラー設置を増やしていくというのは、私も賛成である。別の手立てとして、最近、「学年担任制」という担任が 1 つの学級を持つのではなくて、幅広く多くの子たちを見ていこうという取組をされている学校もあると思う。そういった広がりがあると、多くの目で子ども達の様子を見ていけるのではないか。

【委員】（意見）

スクールカウンセラーを私自身もやっているが、スクールカウンセラーの配置というのは大事なことである。人的な資源と予算面での裏付けが必要で、そのあたりを急に整えることは難しいと思う。一方で、運用の仕方で工夫できるところはあるかと思う。大学で学生たちと話をすることがあるが、子ども達からするとスクールカウンセラーに相談に行くこと、特に男子学生はすごくハードルが高く、そういうところに相談に行くこと自体を躊躇するということを言う人が多い。普段からカウンセラーが、何か特別な話を聞くだけではなく、学校の行事やいろいろなところで、子ども達とのやりとりがあって、子ども達が廊下に出てきて一緒に話したり、行事の中で一緒に関わったり、自然に普段の生活の話をする。その中から広げていける。学校によって、いろいろな形で運用されていると思うが、少ない時間でも、子ども達にスクールカウンセラーを身近に感じていただけるという工夫はできるかと思っている。

学級担任は様々な仕事をしていて、本当に苦労されているということはわかる。背負いすぎている先生は疲弊してしまう。様々な人が支えるというのが大事。担任と合わないという子もいるので、担任の先生以外が身近に感じられるということは大事かなと思う。

【委員】（意見）

学年担任制で児童生徒に先生が複数関係するということは素晴らしいと思っている。精神科領域では、2 人のセラピストで対応すると価値観が 1 人に偏らないので、否定しにくくなるというやり方がある。セラピストが一人だと、良かれと思って、相手を否定してしまうということが結構ある。先生が複数関係するというのは素晴らしい。

【委員長】

委員からの意見を参考に、県教育委員会での検討をお願いしたい。

続いて「県が実施するいじめ防止等の対策に関する評価」について、説明をお願いする。

【事務局】
※資料２に基づく説明

【委員長】
「県が実施したいじめ防止等における対策関連事業評価について」の説明に対して、委員の方から事前の質問等はあるか。あれば回答をお願いする。

【事務局】
質問①施策 12「ＳＯＳの出し方教育」について。SOS 出し方教育をどのようにすすめているのか。SOS を出せない児童生徒にどのように働きかけるかが重要だと考える。
回答❶ＳＯＳの出し方教育は、児童生徒が正しく援助希求行動を出せるようにすることを目的として、ＳＯＳの出し方啓発動画を作成し、子どもと親のサポートセンターＨＰより視聴できるようにしている。動画は、生徒向けだけでなく、教職員向け、保護者向けと３種類ある。生徒向けは各校へ視聴するよう、通知している。自らＳＯＳを出せない児童生徒を救うためには周囲の大人の気づきが何より重要である。そこで動画は教職員向け、保護者向けの動画も作成し、周囲の大人が気づける環境を高めるように工夫している。ＳＯＳの出し方教育を通して、「ＳＯＳを出していいんだ。」と思えることが重要と考えて取り組んでいく。

質問②施策１４「研修（情報モラル教育への講師派遣）」について。「県立学校からの依頼が積極的とは言えない」とあるが、校内研修では同じ職場の管理職や担当者等が講師を務めても、高い効果は期待できないと思う。要請があるのを待つのではなく、研修を実施する学校の割り当てを決め、計画的に行うことはできないのか。また、情報モラル教育の中身は、児童生徒にどのような点を主眼として働きかけているのか。
回答❷本事業は、各学校の実情や課題、年間研修計画等を踏まえ、学校からの要請に基づいて実施している。本事業を活用していない学校でも、知事部局や千葉県警等による情報モラル教育関連事業を活用している場合がある。
　情報モラルを取り巻く環境は急速に変化しているため、全ての学校で継続的な学びの機会を確保することが重要である。今後は関係機関と連携し、情報モラル講師を活用していない学校への働きかけやネットパトロール案件の多い学校に対して、計画的な研修機会の提供を検討していく。
　また、児童生徒への情報モラル教育では、情報機器の安全な利用に加え、ＳＮＳの適切な活用、個人情報保護、インターネットを用いたいじめ防止、著作権侵害、ネットリテラシーの育成等を通じて、デジタル社会で責任ある行動ができる資質・能力の育成を主眼としている。

質問③施策３３「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」ついて。「平成２６年のいじめ防止対策推進条例の施行及び千葉県いじめ防止基本方針の策定以降、県全体として組織的に取組が進んでいる」とあるが、各学校のいじめ防止基本方針についても、定期的に見直し、実効性あるものである必要があると思う。県教育委員会として、何か取り組まれていることはあるか。

回答❸県立学校及び市町村教育委員会に対しては、各学校のいじめ防止基本方針について、定期的に点検及び見直しを実施するように指導している。また、毎年７月に実施されている、全校種の管理職研修において、自校のいじめ防止基本方針を、定期的に見直すだけでなく、実際の取組と整合しているかを確認し、実効性あるものとすることを指導している。また、県立学校に対しては、毎年４月に、各校の「いじめ防止基本方針」を提出させ、その内容を確認し、適切でない場合には、その都度、指導をしている。さらに、小中学校などの市町村立学校等についても、設置者である市町村教育委員会に対して、学校訪問等により確認するように、指導・助言している。今後も、各学校のいじめ防止対策が実効性のある取組となるように、県立学校及び市町村教育委員会に対しての指導を継続していく。

質問④施策３４「ＳＮＳを活用した相談事業の実施に向けた調査研究」について。時代の趨勢でＳＮＳを利用した取組は必須だと思うが、対面の相談とは違うデメリットも多いと考える。どのように工夫されて取り組んでいるか伺いたい。

回答❹ＳＮＳ相談は、文字だけのため「感情の温度感や意図が伝わりにくい」「やりとりに時間がかかる」「途中で途絶えやすい」といった特有の課題がある。これらの課題に対応するため、公認心理師や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門資格を持つ相談員を配置している。さらに、相談責任者が個々の相談内容に応じた対応や表現について相談員に助言するなど、複数名で対応できる体制をとっている。相談時は、口頭以上に言葉選びや柔らかい語尾に配慮し、冷たい印象を与えないよう細心の注意を払っている。送信前には、こちらの意図が正しく伝わるか、中高生に分かりやすい表現かを必ず確認している。また、１つの返信を短文にしてやりとりのテンポを上げ、待たせる際は「少し待ってね」などと伝えて不安を解消する。相談者からの返信が途絶えた場合も、「また話したくなったらいつでも相談に来てください」と次につながる言葉を残して終えるよう努めている。

質問⑤施策３５「ＩＣＴを活用した生徒の見守り支援システムの導入」について。このシステムがどのようなものなのか知りたい。

回答❺令和８年７月より「シャボテンログ」というアプリを運用開始した。

生徒は日々、心身状態、悩み相談希望などを入力し、教職員はそれらを確認し、生

徒の状況に応じて対応をすることができる。教職員間での情報共有もできることから組織的な対応に役立つ。欠席連絡機能もあるため、登校していない生徒の保護者への状況確認もできるようになっている。

質問⑥施策３６「いじめ未然防止事業」について。いじめ未然防止事業で、小学校低学年への授業（弁護士、有識者など）が課題に挙げられているが、その内容を知りたい。

回答❻２つの教材を用いた。

１つ目は友達二人のいたずらによって筆箱を隠された主人公が、不快な思いをしながらも「やめて」と強く言えずに悩む教材。いたずらする側は悪意なく「ゲーム」のつもりで楽しんでいても、される側は苦痛やストレスを感じることがあり、それはいじめであると確認することをねらいとしている。

２つ目は、友達の意地悪な行為を目撃した際に、何が正しいかを考えて行動することの大切さについて考える教材。いじめに気づいた際には傍観者にならず、自分にできることを実践していこうとする態度を育むことをねらいとしている。

【委員長】

事前の質問等について回答いただいた。他に委員からの質問や意見はあるか。

【委員】（意見）

資料２の６ページ「いじめ未然防止」に、いじめに対しての防止措置をするような教材を作成するという話があった。この間、大学の授業で「ヘルプマークをどういうふうに解釈するか」という授業を行った。学生たちがヘルプマークをつけている方にどのような対応をしたら良いのかってわからない、弱者に対する対応に非常に戸惑っている様子があった。いじめに特化した教材というのも必要だが、差別や偏見をなくすという身近なところから入ることも１つの方法ではないかと考えている。「いじめはいけない」、「傍観者じゃなくて発信しよう」ということもわかるが、もう少し一人ひとりの人権を大事にするというような指導が重要ではないか。県教育委員会も取り組んでいると思うが、今後、教材作成等の際に考えてほしい。

もう１点、ロールプレイの効果は大きい。その立場になったときに自分がどう対応するか、また違う立場でも考えてみる。ロールプレイを通して学びを深めていくというような実践もあるので参考にしていただきたい。

【委員】（意見）

日本の子どもは、年を重ねていくと傍観者になってしまって、仲裁者がいなくなると言われている。子ども達と話をしていると、それなりに様々なことを感じていて、傍観者になってしまう自分が無力だとか、かわいそうだと思っているがそこで声を上げられ

ない、だから傍観者にならざるをえない、そういうことで悩んでいる子がたくさんいる。傍観者でなく、様々な役割がとれることを教えてあげたい。例えば先生にＳＯＳを出すとか、保護者に話をして先生に言ってもらうとか、友達が悩んでいるときにその場では口には出さないけれど家に帰ってからＳＮＳとかで「あのとき、大変だったね」と声をかけるとか、子ども達それぞれが様々な役割で友達を支えていける。そうなると声を上げなくても、できることがあるのではないかと思うようになる。そういう形で、その子にあった方法で友達を支えることができることも教えてあげたいと思う。

【委員】（意見）

新たに、シャボテンログやストレスチェックを行って、先生と共有する等のシステムも考えていただいている。保護者として考えると、まさか自分の子どもがいじめを受けているだろう、いじめをしているだろうとは全く思っていない。いじめ重大事態の調査をさせていただく中で感じていることは、自分の子どもや周囲の子ども達の状況が、小さなことでもきちんと保護者に伝わっていなかったということもあると少し感じる。中学生ぐらいなると、プリント１つでさえ親にも見せないような子たちが多くなってきている。実際にいじめがあったとか、ストレスチェックで高ストレスになったということを保護者は何も知らなくて、事が大きくなってからこんなことになっていたんだという保護者が多いのかなと思う。保護者にも問題があるのかもしれない。周りの人にも様々な課題があるかもしれない。学校の環境や状況も問題があるかもしれない。お互いが信頼を持てるような取組で、それぞれの分野でそれぞれの人たちが子ども達を見ていくような仕組みを作っていく必要があるとすごく感じている。ストレスチェック等の計画を作っていただけるのであれば、入学したときや進級したときにチェックしているとか、或いは夏季休業や後期の授業が始まったタイミングでチェックしているとか、学校任せではなく家庭も連携して常態的なストレスチェックの導入等をやっていくとまた良いかと思う。

保護者は様々なことを言う人がいるが、基本的に自分の子どもが元気に学校に行ってくれて、それなりの道を進んでくれればいいと思う保護者が大半の保護者だと思う。学校の先生方も信じていただいて、互いに支え合うという仕組みをそれぞれ作れたら良いと思う。

【委員長】

まだまだ議論はあると思うが、時間も迫っているため、終了させていただこうと思う。

県教育委員会として、実行できるところから検討をお願いできればと思う。事務局に進行をお返しする。

4　報告

5　諸連絡

6　閉会